IIMA コメンタリー

2025年2月26日

欧州のリテール即時送金の普及は加速するか

公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部 上席研究員 潮田玲子

欧州では 2017 年より、欧州諸国間のユーロ建てリテール取引の即時送金を国内送金と同じように効率的かつ安全に行えるよう、即時送金の決済ルールを統一する取り組み (SCT Inst スキーム¹) が民間主導で進められてきた。しかし、統一されたルールの運用 は限定的で、2024 年 3 月時点で即時送金サービスを提供する金融機関や決済サービス 事業者 (以下、金融機関等) は全体の約6割にとどまり、即時送金の取引件数は送金全体の2割弱に過ぎなかった²。

即時送金の統一ルールが浸透しなかった大きな要因は、即時送金に対応するか否かの判断が、サービスを提供する各金融機関等に委ねられていたことである。24 時間 365 日稼働の即時送金に対応するためには、不正送金やマネーロンダリングの防止機能の強化を含め相応のシステム構築が必要であり、その投資負担からシステム投資に踏み切る金融機関等は限定されていた。このため、例えば、送金元の金融機関が即時送金に対応していても受取先の金融機関は非対応といった事態が生じたり、即時送金の手数料が高額になったりする等、ユーザーにとって利便性の低い状況が続いていた。

こうした状況を解消するため、欧州委員会(EC)は2024年4月にユーロ建て即時送金に関わる規則(Instant Payments Regulation)を公表し、金融機関等に対し、即時送金サービスをユーザーに提供することを義務付けた。規則には金融機関等が履行すべき要件として、即時送金手数料の引き下げ、受取人検証(VoP)サービス3の無料提供、ユーザーの本人確認強化4といった内容も盛り込まれたことで、ユーザーにとっての利便性や安全性の向上が企図されている。サービスを提供する金融機関等にとっては規則に対

¹ SCT Inst は SEPA Instant Credit Transfer の略。SEPA は Single Euro Payment Area(単一ユーロ決済圏)を表し、欧州におけるユーロ建てリテール決済市場の統合を目指す構想のこと。構想には、欧州 38 カ国が参加する。またスキームとは、金融機関等の間で合意された、決済のための一連のルール、手順、技術標準のこと。すなわち SCT Inst スキームとは、SEPA 参加国が順守すべき即時送金に関する決済ルール等のこと。

² https://www.europeanpaymentscouncil.eu/sites/default/files/infographic/2024-03/SCT%20Inst%20today%20.pdf
³ Verification of Payee の略 不正送会防止策として ユーザーが送金時に事前に受取人名と受取人口座番

³ Verification of Payee の略。不正送金防止策として、ユーザーが送金時に事前に受取人名と受取人口座番号の一致を確認できる機能。

⁴ マネロン対策として、金融機関等はユーザーが制裁対象者に該当するか否かを、少なくとも1日1回、 制裁対象者リストと照合して確認すること。

応したシステム構築が負担となるため、各要件の履行には段階的に猶予期間が設けられている。EC は、最終的に 2027 年中に、規則の対象国 (30 カ国) 5全ての金融機関等において即時送金サービスの提供の実現を目指している。

即時送金サービスの提供の義務化は、ユーザーにとっては銀行サービスの選択肢が増えるほか、欧州における決済の技術革新、安全性、戦略的自律性を促進させると期待されている⁶。とりわけ、国境を越えて利用できる Visa や Mastercard 等の非欧州の国際カードネットワークや、PayPal や Alipay といった国際的なモバイル決済アプリに対抗し、欧州の戦略的自律性を強化するという意識は強い。ただ、今後、即時送金の普及がどれだけ順調に進展するのか、見通しは不透明だ。

決済関連の英コンサルティング企業 RedCompass Labs が欧州の金融機関等における 決済の上級専門職員 (senior payment professionals) 200 名を対象に実施したサーベイに よると⁷、履行期限を非現実的とする回答は 6 割近くに上った。特に負荷の高い対応要 件としては、不正送金やマネーロンダリングの防止機能の実装または強化が挙げられた。 また、要件を履行するためのシステム投資について、実施予定との回答は 7 割台にとど まった。

このように、普及を急ぐECと、対応を迫られる金融機関等の間の取り組み姿勢には 現状では温度差がある。金融機関等にとっては明確なインセンティブも多くない中、規 則に定められた要件を履行期限内に充足するのは容易ではなさそうだ。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。 ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信 頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容 は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法に より保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs

 $Address:\ Nihon\ Life\ Nihonbashi\ Bldg.,\ 8F\ 2-13-12,\ Nihonbashi,\ Chuo-ku,\ Tokyo\ 103-0027,\ Japan$

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: <u>admin@iima.or.jp</u> URL: <u>https://www.iima.or.jp</u>

5 ユーロ圏 20 カ国及び非ユーロ圏 10 カ国。

https://www.redcompasslabs.com/app/uploads/2024/04/So-you-think-youre-ready-for-SEPA-instant -1.pdf

⁶ https://www.ecb.europa.eu/paym/integration/retail/instant_payments/html/index.en.html

 $^{^{7}}$ サーベイ実施期間は 2024 年 1 月 22 日~30 日。対象国は英国、フランス、スペイン、ドイツ、イタリア